

事 務 連 絡
平成28年6月16日

建設業団体 御中

国土交通省土地・建設産業局建設業課

建設業における社会保険等未加入対策について

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成26年9月30日閣議決定により変更。以下「適正化指針」という。）では、公平で健全な競争環境を構築する観点から、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要であるとされております。

これを受けて、これまで、地方公共団体に対しては、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成26年10月22日付け総行行第231号・国土入企第14号）等で、法令に違反して社会保険等に加入していない建設業者（以下「社会保険等未加入業者」という。）の排除に取り組むよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）第20条第2項に基づき要請してきたところで

す。一方、本年4月に公表した入札契約適正化法等に基づく実施状況調査の結果によると、社会保険等未加入業者を排除する取組が今後なお一層求められる地方公共団体が多くあります。

建設業における社会保険等未加入対策については、平成29年度を目途に、事業者単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業と同水準以上の加入状況とすることとしており、公共工事からの社会保険等未加入業者の排除等、各種の取組を一層加速させることが求められていることから、別紙のとおり、各都道府県及び指定都市に対し、適正化指針等を踏まえ、社会保険等未加入業者を排除するための措置を速やかに講じるよう、入札契約適正化法第20条第2項に基づき、要請しておりますので、ご参考までにお知らせします。